

(社) 日本伝熱学会 会員情報取り扱い要項

第1条 目的

(社) 日本伝熱学会（以下、本会という）の会員情報保護のため、「社団法人日本伝熱学会プライバシーポリシー」（以下、プライバシーポリシーという）と併せて、本会活動における会員情報の取り扱い要項（以下、本要項という）を定める。

第2条 会員情報の定義

- 本要項で取り扱いを規定する会員情報とは、
- (1) 本会事務局で把握している会員情報
 - (2) 本会活動に際して会員から収集した個人情報を含む情報
とし、媒体の如何を問わない。

第3条 会員情報の利用と管理

第1項 本会事務局における会員情報の利用と管理

1. 本会事務局においては、以下の目的のために会員情報を利用する。
 - (1) 会員管理
 - (2) 会費請求・徴収業務
 - (3) 会誌等の発送
 - (4) 会員名簿発行
 - (5) その他、会務遂行に必要な目的
2. 本会事務局における会員情報の利用に際しては、プライバシーポリシーにしたがって、会員情報の管理に努めるものとする。

第2項 本会事務局外における会員情報の利用と管理

1. 本会事務局外で、本会会務遂行のため会員情報を収集・利用しようとする場合には、プライバシーポリシー第2条第3項の場合を含めて、使用責任者を定め、責任体制と使用方法、使用後の処分方法を明記して総務担当副会長に文書で許可を願い出るものとする。
2. 会員情報使用許可願いを受理した総務担当副会長は、その使用目的（本会の目的との整合性を含む）、管理体制と使用方法、使用後の処分方法の適切性を評価して、これらが適切と判断された場合にのみ速やかに使用を許可する。
3. 総務担当副会長から使用許可を得た使用責任者は、使用許可願いに記載した管理体制と使用方法に基づき会員情報（写しを含む、以下同じ）を管理・使用し、それ以外の目的に流用してはならない。会員情報の使用が終了した場合には、使用許可願い記載の処分方法に基づき適切に処分を行う責を負う。
4. 本会会務遂行の過程で会員情報の使用方法、保有者、管理体制等に変更が生じた場合には、使用責任者は直ちに総務担当副会長に報告し、許可を求めなければならない。
5. 使用責任者は、使用が終了した会員情報を使用許可願い記載の処分方法で処分した後、直ちにその事実を文書で総務担当副会長に報告しなければならない。
6. 総務担当副会長は、使用責任者が使用許可願いに記載方法に反して会員情報を使用している事実を把握した場合には、使用許可を取り消し、会員情報の返還と処分を命じることができる。

第4条 会員情報管理の例外

第1項 会員個人の許可による例外

会員情報のうち、会員個人が公開を許可した情報については、総務担当副会長の許可を得て複製を公開することができる。

第2項 電子情報の制限

第1項の規定にかかわらず、電子情報（電子媒体に記憶された情報ならびに電子的にやりとりされる情報）については、複製の公開を認めない。

第3項 その他の例外

社会的に十分に信頼のおける機関が会員情報を使用しようとする場合には、第3条第2項の管理規定にかかわらず、総務担当副会長は使用許可を与えることができる。

5. 附則

本要項は、平成19年4月21日より発効し、その時点で本会が保有するすべての会員情報に適用する。

以上